

瀬戸内海国立公園
(山口県地域)

指 定 書
及 び
公 園 計 画 書
(環境省案)

平成 年 月 日
環 境 省

瀬戸内海国立公園
(山口県地域)

指 定 書

(環境省案)

平成 年 月 日

環 境 省

目 次

1	瀬戸内海国立公園の指定理由	1
2	瀬戸内海国立公園山口県地域の概要	2
	(1) 景観の特性	2
	ア 地形、地質	2
	イ 植生・野生生物	3
	ウ 自然現象	3
	エ 文化景観	3
	(2) 利用の現況	3
	(3) 社会経済的背景	3
	ア 土地所有別	3
	イ 人口及び産業	4
	ウ 権利制限関係	5
3	公園区域	8

1 瀬戸内海国立公園の指定理由

①景観（同一風景形式中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地）

瀬戸内海国立公園は、その比類ない内海多島海景観に加えて、古くから営まれている人間生活をもたらした人文と自然とが調和した独特の親しみ深い景観を有することから、昭和9年に指定された我が国最初の国立公園の1つである。その後、数回にわたる公園区域の拡張により、現在、紀淡、鳴門、豊予、関門の4つの海峡に囲まれた瀬戸内海のほぼ全域を占めるに至り、関係する府県も、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県の11府県に及び、我が国最大の面積を有している。

以上より、本地域は内海多島海景観を中心としたすぐれた海洋景観を風景形式とし、それと調和した人々の営みを有する区域及び瀬戸内海の眺望にすぐれた山地を、我が国を代表する傑出した景観を有する地域として国立公園に指定するものである。

②規模（区域面積が原則として3万ha以上 ※海岸・島嶼の場合は1万ha以上）

本国立公園の区域面積は、陸域67,242ha、海域836,689haである。

③自然性（原生的な景観核心地域が原則として約2,000ha以上 ※海岸の場合は、20km、島嶼の場合は1,000ha以上）

本国立公園の原生的な景観核心地域は、5,709haである。

<参考：特別保護地区953ha、第一種特別地域4,700ha、海域公園地区56.4ha>

④利用（大人数による利用が可能）

自然観賞、海水浴、キャンプ、船遊、釣り、潮干狩り等が盛んで、アクセスの容易さもあり、利用性に富んでいる。

以上、国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領に記載される要件を満たすことから、本地域を国立公園に指定する。

また、本国立公園のテーマを「輝き続ける島と海～自然と暮らしが調和する内海多島海景観～」とし、瀬戸内海において古くから営まれている人間生活をもたらした人文と自然とが調和した独特の親しみ深い景観を保全し、これらの適切な利用を推進するものである。

2 瀬戸内海国立公園山口県地域の概要

山口県地域は、柱島群島、屋代島及び周辺の島嶼、熊南群島、笠戸島、周南群島等の島嶼部と、本州沿岸部で大華山、虹ヶ浜海岸、室積海岸、室積半島、千坊山・大峰山、皇座山等の本州沿岸部の陸域と周辺海域からなっている。

本地域の特徴としては、多島海の眺望の他、点在する自然林、雄大な防予灘、ニホンアワサンゴ群集等の海中景観といった自然風景や島嶼部の漁村・営農風景等が挙げられ、利用の形態としては、瀬戸内海の展望、海水浴、キャンプ等の海域での利用が多く、年間約 136 万人（平成 25 年）の利用者が訪れている。

当該地域は、昭和 25 年 5 月 18 日及び昭和 31 年 5 月 1 日の区域拡張により、それぞれ区域編入されたものであり、その後、平成 3 年 7 月 26 日に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）、平成 18 年 1 月 19 日に公園区域及び公園計画の変更（点検）、さらに平成 25 年 2 月 28 日には屋代島沖で確認された大規模なニホンアワサンゴ群集を保護するために公園計画の一部変更が行われ、現在に至っている。

（1）景観の特性

ア 地形、地質

地形からみると、山地の配置や海岸線の形状は、主に北西－南東方向を主軸とし、これは副次的に交わる北東－南西方向の断層系の影響下に形成されている。

また、地質を見ると基盤岩となるものは、主に、領家変成帯に属する変成岩類と領家帯に属する花崗岩類である。これらの基盤岩類の浸食された地形の頂部にいわゆる瀬戸内火山脈に属する安山岩類が見られる公園陸域についてみると、防予諸島は、主に領家帯の花崗閃緑岩ないし輝石安山岩からなる丘陵性の小島からなっているが、情島は大部分が硬岩の性質片状ホルンフェルスからなるので急斜面をめぐらす円頂丘状の島となっている。

公園陸域において特色ある地区をみると、屋代島の嘉納山山地は、花崗閃緑岩からなる基盤山地の上に新三紀の輝石安山岩がその高所一帯を占めて、600m以上の高度を保持している。

室津半島の皇座山は、その大部分が新第三紀の輝石安山岩からなる中起伏山地で、山頂一帯はかなりゆるやかな斜面をなし、一見トロイデ状の形態をとどめている。

千坊山山地は、領家帯の片麻状花崗閃緑岩と珪質縞状片麻岩からなる小起伏山地である。

太華山を頂く大島半島は主として石英岩班岩や玢岩等の火成岩類からなり、砂州の発達により自然に形成された陸繋島である。

笠戸島及び徳山湾の島嶼のうち、仙島、黒髪島は黒雲母花崗岩からなり、その他は三郡や領家の変成帯からなっている。

下関市火の山は、西九州の玄界灘沿いに分布する玄武岩質の溶岩台地と同一系統のものであるが、小規模な卓上大地の形態をなしている形態をなしている。満珠島・千珠島は花崗岩類からなる小島である。

イ 植生・野生生物

瀬戸内海一帯は、古代から人が住みつき開拓されていたため、原植生の暖温帯性の常緑広葉樹林が残されている所は極めて少なく、大部分の地域はアカマツの二次林や造林地である。

しかしながら、満珠島及び千珠島（下関市）、室積半島の峨嵋山（光市）では、常緑広葉樹林の優れた自然林がみられる。

公園区域における特色ある植生をみると、満珠島は、モチノキーホソバカナワラビ群落からなる自然林に、千珠島は、スダジイを混えたイスノキーホソバカナワラビ群落からなる自然林に被われ、ハマセンダン・ハマビワ等の暖地性植物を多く産し、当地方の極盛相を示す植物群落として貴重である。

その他、峨嵋山は、スダジイの優占する照葉樹林が山口県有数の規模でみられる。

また、防予諸島の大水無瀬島及び小水無瀬島には、クワ科の常緑樹であるアコウが自生しており、北限地として貴重である。

防予諸島の島嶼が中心で、自然林の少ない本地域では陸生の動植物は種類・生息数とも少ないが、わずかに屋代島の東和町管内を中心に生息するタヌキが特記される程度である。

鳥類も特記すべきものはなく、繁殖地・渡来地となっているところもない。

昆虫類では、ギフチョウが太皐山に生息している。

その他、魚類は光市太鼓ヶ浦海岸がクサフグの産卵地となっている。

ウ 自然現象

本地域の海域は、瀬戸内海の他の地域と同様多数の島が存在し、海底地形も複雑であるため、海水の流れは変化に富み、小さな渦潮の発生が見られる。特に大島の瀬戸及び早鞆の瀬戸はよく知られている。

エ 文化景観

本地域は、古くから漁業が盛んな地域であり、入り江に見られる多くの漁港や漁村、また海上の定置網や養殖筏などと併せ、島と島、さらに本土を行き交う多くの船は、本地域の海洋景観を特徴づける重要な構成要素となっている。

また、本地域は、海上交通の要地としての重要度は古来より高く、周辺地域を含めた各地に関連した社寺仏閣及び史跡が点在している。

(2) 利用の現況

本公園の主な利用形態は、自然観賞（多島、瀬戸の景観等）、自然観察、海水浴、キャンプ、ヨット、釣り、潮干狩り等である。

通年利用されているものが多いが、夏期が圧倒的に多い。なお、年間の利用者数は、山口県内は平成元年で約136万人であり、山口県以外からでは広島県と福岡県からの利用者が多い。

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

本公園は、公園区域 67,242ha(陸域)のうち、国有地 7,856ha、公有地 10,835ha、私有地 48,551ha であり、私有地の公園全体に占める割合が大きい。

また、山口県地域は、国有地 1004ha、公有地 845ha、私有地 4,365ha であり、私有地の地域全体に占める割合が大きい。

イ 人口及び産業

本公園区域に関係する各市町村の人口及び世帯数は、次の通りである。

県名	市町村名	人口(人)	世帯数(戸)	備考
山口県	下関市	268,232	118,764	平成27年9月現在
	周南市	144,267	62,218	平成27年9月現在
	防府市	115,586	48,745	平成27年9月現在
	下松市	55,261	23,523	平成27年9月現在
	岩国市	136,475	58,867	平成27年9月現在
	光市	51,184	21,251	平成27年9月現在
	柳井市	32,656	14,261	平成27年9月現在
	周防大島町	17,006	8,223	平成27年9月現在
	上関町	2,831	1,498	平成27年9月現在
	田布施町	15,303	6,180	平成27年9月現在
	平生町	12,862	5,104	平成27年9月現在
合計		851,663	368,634	

年齢構成は、15歳未満約12.7%、15～64歳58.8%、65歳以上28.4%となっており、(平成22年国勢調査)、全国平均に比べて65歳以上(23.01%)の割合が高く、15歳未満(13.3%)と15～64歳(63.7%)の割合が低い。

産業別就業者数の割合では第3次産業の割合(66.6%)が全ての関係市町村で5割を超えており、第1次産業(4.7%)、第2次産業(28.7%)を上回っている。(平成22年国勢調査)

卸売業、小売業が中心となっている。また、第1次産業では、稲作、麦、大根等の野菜、ミカン等の果樹の農業や一部の地域で漁業が行われている。

ウ 権利制限関係

(ア) 保安林

(国有林)

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
土砂流出防備	山口県 下松市 地内 (笠戸島)	1	昭 36.7.26
防 風	〃 〃 〃	14	明 32.5.20
干害防備	〃 〃 〃	54	昭 41.9.12
魚つき	〃 〃 〃	66	明 38.5.31
保健	〃 〃 〃	287	昭 41.9.12
風致	〃 周南市 地内 (仙島)	131	平 19.5.8

(民有林)

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
土砂流出防備	山口県 周南市 地内 (大島)	48	昭 56.6.16
	〃 下松市 地内 (笠戸島)	9	平 16.6.16
	〃 光市 地内 (大峰)	97	昭 52.12.27
	〃 大島郡周防大島町 地内 (文珠)	11	昭 24.11.16
	〃 〃 (帯石)	22	昭 28.12.14
	〃 〃 (浮島)	1	昭 32.10.2
	〃 〃 (西方)	1	平 7.7.21
	〃 〃 (久賀)	8	平 13.1.12
飛砂防備	山口県 光市 地内 (虹ヶ浜)	7	昭 36.8.1
防風	山口県 光市 地内 (室積)	5	昭 44.3.9
魚つき	山口県 周南市 地内 (樺島)	7	明 34.7.8
	〃 〃 (馬島)	22	明 38.5.16
	〃 下松市 地内 (古島)	11	明 38.5.16
	〃 〃 (笠戸島)	123	昭 38.5.16
	〃 岩国市 地内 (伊勢小島)	4	大 5.3.14
	〃 〃 (柱島)	5	大 5.3.14
	〃 〃 (続島)	5	大 5.3.14
	〃 柳井市 地内 (池ノ浦)	29	明 38.5.16
	〃 周南市 地内 (西ノ島)	3	明 38.5.16

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
	〃 大島郡周防大島町 地内 (前島)	15	明 35.10.16
	〃 〃 (両源田)	4	明 36.5.20
	〃 〃 (我島)	8	明 36.5.20
	〃 〃 (前小島)	2	明 36.5.20
	〃 〃 (情島)	9	明 36.5.20
	〃 〃 (飛瀬島)	4	明 36.5.20
	〃 〃 (浮島)	13	明 36.5.20
	〃 〃 (地家室)	4	明 35.10.16
	〃 〃 (沖家室)	10	明 35.10.16
	〃 熊毛郡平生町 地内 (佐合島)	12	明 38.5.16
保健	山口県 周南市 地内 (大島)	40	昭 55.4.1
	〃 光市 地内 (大峰)	97	昭 52.12.27

(イ) 鳥獣保護区

(県指定)

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
火の山・霊鷲山特別保護地区	山口県 下関市 地内	35	昭 40.11.1
峨嵋山特別保護地区	〃 光市 地内	47	昭 44.11.1
千坊大峯特別保護地区	〃 〃 〃	42	昭 53.11.1
室積半島鳥獣保護区	〃 熊毛郡上関町 地内	307	昭 36.11.1
太華山鳥獣保護区	〃 徳山市 地内	30	昭 41.11.1
笠戸島鳥獣保護区	〃 下松市 地内	900	昭 47.11.1
千坊大峯鳥獣保護区	〃 光市 地内	43	昭 53.11.1

(ウ) 史跡名勝天然記念物

区分	名称	位置	指定年月日
国指定天然記念物	干珠樹木	山口県 下関市 地内	大 15.10.20
	満珠樹木	〃 〃 〃	大 15.10.20
	峨嵋山樹木	〃 光市 地内	昭 7.4.25
県指定天然記念物	光のクサフグ産卵地	〃 〃 〃	昭 44.2.4

区分	名 称	位 置	指定年月日
	水無瀬島のアコウ自生地帯	〃 大島郡周防大島町 地内	昭 41.6.10

(エ) 都市公園

名 称	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
火の山公園	山口県 下関市 地内	20	昭 31.7.1

3 公園区域

公園区域は次のとおりである。

(表 1 : 公園区域 (陸域) 表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
山口県	下関市 大字豊浦村、大字藤ヶ谷、大字前田及び大字椋野の各一部	42
	防府市 大字野島の一部	75
	下松市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林計画区 44 林班から 51 林班の全部 下松市 大字笠戸島の一部	921
	岩国市 大字柱島の一部	514
	光市 大字牛島、大字虹ヶ浜、大字光井及び大字室積村の各一部	192
	柳井市 大字阿月の一部	201
	周南市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林計画区 42 林班及び 43 林班の全部並びに 39 林班、40 林班及び 41 林班の各一部 周南市 大字大島、大字大津島、大字栗屋、大字裕島、大字徳山、 大字富田、開成町及び臨海町の各一部	1,651
	大島郡周防大島町 大字伊保田、大字浮島、大字沖家室島、大字久賀、大字地 家室、大字土居、大字外入、大字西安下庄、大字西方、大 字西三蒲、大字東安下庄、大字東屋代、大字日前、大字平 野、大字椋野、大字森、大字油宇及び大字和田の各一部	2,070
	熊毛郡上関町 大字祝島、大字長島及び大字室津の各一部	383
	熊毛郡田布施町 大字馬島の一部	60

都道府県名	区 域	面積 (ha)						
山口県	熊毛郡平生町 大字佐合島の一部	105						
合 計		6, 214						
		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 10px;">国</td> <td style="text-align: right;">1004</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 10px;">公</td> <td style="text-align: right;">845</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 10px;">私</td> <td style="text-align: right;">4, 365</td> </tr> </table>	国	1004	公	845	私	4, 365
国	1004							
公	845							
私	4, 365							

(表 2 : 公園区域 (海域) 表)

区 域	面積 (ha) ※1、※2
大阪府泉南郡岬町の地先海面の一部 兵庫県姫路市、明石市、洲本市、相生市、赤穂市、南あわじ市、淡路市及びたつの市の地先海面の一部 和歌山県和歌山市の地先海面の一部 岡山県岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市及び浅口市の地先海面の一部 広島県広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡坂町及び豊田郡大崎上島町の地先海面の一部 山口県下関市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町並びに熊毛郡上関町、田布施町及び平生市の地先海面の一部 徳島県鳴門市の地先海面の一部 香川県高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、小豆郡土庄町及び小豆島町、香川郡直島町並びに仲多度郡多度津町の地先海面の一部 愛媛県松山市、今治市、西条市、大洲市、越智郡上島町及び西宇和郡伊方町の地先海面の一部 福岡県北九州市の地先海面の一部 大分県大分市及び東国東郡姫島村の地先海面の一部	836, 689

※1 海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

※2 同時期に見直しを行った瀬戸内海国立公園（広島県地域）の変更を含む。

瀬戸内海国立公園
(山口県地域)

公園計画書
(環境省案)

平成 年 月 日
環 境 省

目 次

1	基本方針	1
2	規制計画	3
(1)	保護規制計画及び関連事項	3
ア	特別地域	3
(ア)	第1種特別地域	5
(イ)	第2種特別地域	7
(ウ)	第3種特別地域	14
イ	海域公園地区	17
ウ	関連事項	19
(ア)	採取等規制植物	19
(イ)	捕獲等規制動物及び区域	21
(ウ)	普通地域	22
エ	面積内訳	24
3	事業計画	26
(1)	施設計画	26
ア	利用施設計画	26
(ア)	単独施設	26
(イ)	道路	28
a	車道	28
b	歩道	30
(ウ)	運輸施設	31
4	参考事項	32
(1)	過去の経緯	32
(2)	瀬戸内海国立公園海域面積	33

1 基本方針

瀬戸内海国立公園は、わが国屈指の内海多島海景観に加えて自然・人文の融和した特徴的な景観を有することから、昭和9年に備前瀬戸がわが国最初の国立公園の一つとして指定され、その後昭和25年及び昭和31年の区域拡張により、ほぼ現在の区域を形成するに至っている。

山口県地域は、昭和25年及び昭和31年の区域拡張により、それぞれ区域編入されたものであり、当該地域の特徴としては、多島海の眺望の他、点在する自然林、雄大な防予灘、屋代島の大規模なニホンアワサンゴ群集等の海中景観といった自然風景や島嶼部の漁村・営農風景等が挙げられる。

本地域の利用の形態としては、瀬戸内海の展望、海水浴、キャンプ等の海域での利用が多く、年間約136万人（平成25年）の利用者が訪れている。今般、屋代島の海域公園に隣接する陸域が区域拡張されたことを踏まえ、海域公園におけるダイビング等の適正な利用促進を進める。

以上の自然的・社会的状況を踏まえながら風致景観の保全を図るとともに、適切な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定めることとする。

(1) 規制計画

ア 保護規制計画

新たに公園区域として見直しを行った屋代島、黒髪島の各一部は、自然環境及び主要な眺望地等からの眺望に配慮した自然海岸景観の保護強化を図るものとした。また、海岸沿いの海域埋め立て区域については、原則、普通地域とした。そのほかの地域については、現時点において見直しは行わず、将来的に、自然環境等の変化に応じて区域及び評価の見直しを行うこととする。

その他、以下の方針により保護規制計画を定めることとする。

(ア) 第1種特別地域

多島海景観を構成し、自然性の高い島嶼である満珠島・千珠島（下関市）、岩島（周南市）、大水無瀬島・小水無瀬島（周防大島町）は第1種特別地域として、現在の景観を保護していく。

(イ) 第2種特別地域

多島海と瀬戸の展望地である島嶼部の白木山、本州沿岸部の火の山、太華山、千坊山、峨嵋山、九州沿岸部の古城山及び多島海景観の重要な構成要素である周南諸島、沖島、柱島群島等並びに海浜レクリエーション地区の虹ヶ浜、室積海岸の砂丘地等は第2種特別地域として適正な保全を図る。

(ウ) 第3種特別地域

特別地域のうち、上記（ア）、（イ）以外の特別地域は、本地域の風致景観を総

体として維持していくことを主眼として、農林漁業等第 1 次産業との調整に配慮しつつ保全を図っていくものとする。

(エ) 海域公園地区

サンゴ群集域、藻場等優れた海域景観を維持する必要がある海域を海域公園地区とする。

(2) 事業計画

ア 施設計画

(ア) 利用施設計画

ア) 単独施設

利用実態から見て必要である施設、公園利用に用いられている施設について、事業実施の可能性や整備による風致景観への支障のないことを確認の上でふさわしい種別の計画を位置づける。

イ) 道路（車道）

利用拠点や展望地等への到達路や景観、自然環境、文化を採勝するための道路として利用されている車道及び歩道を位置づける。

ウ) 道路（歩道）

登山道や景観、歴史、文化等の採勝のための歩道などについて、利用状況や持続可能な地域振興への効果を踏まえ、事業実施の可能性や風致景観の保全に配慮しながら、公園利用上必要な路線を位置づける。

エ) 運輸施設

関門海峡を望む火の山山頂へ至る運輸施設として、索道を計画する。

2 規制計画

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表 1 : 特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
山口県	下関市 大字豊浦村、大字藤ヶ谷、大字前田及び大字棕野の各一部	42 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	防府市 大字野島の一部	5 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	下松市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林計画区 8 林班、50 林班及び 51 林班の各一部 下松市 大字笠戸島の一部	232 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	岩国市 大字柱島の一部	514 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	光市 大字牛島、大字虹ヶ浜、大字光井及び大字室積村の各一部	192 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	柳井市 大字阿月の一部	201 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕

都道府県名	区 域	面積 (ha)
山口県	周南市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林計画区 42 林班及び 43 林班の全部並びに 39 林班、40 林班及び 41 林班の各一部 周南市 大字大島、大字大津島、大字栗屋、大字糎島、大字徳山及び大字富田の各一部	499 国 - 公 - 私 -
	大島郡周防大島町 大字伊保田、大字浮島、大字沖家室島、大字久賀、大字地家室、大字土居、大字外入、大字西安下庄、大字西方、大字西三蒲、大字東安下庄、大字東屋代、大字日前、大字平野、大字椋野、大字森、大字油字及び大字和田の各一部	2,059 国 - 公 - 私 -
	熊毛郡上関町 大字祝島、大字長島及び大字室津の各一部	383 国 - 公 - 私 -
	熊毛郡田布施町 大字馬島の一部	7 国 - 公 - 私 -
	合 計	4,134 国 601 公 691 私 2,842

(ア) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表2：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
山口県	下関市 大字豊浦村の一部	5 [国 -] [公 -] [私 -]
	周南市 大字給島の一部	0 (0.03) [国 -] [公 -] [私 -]
	大島郡周防大島町 大字沖家室島の一部	116 [国 -] [公 -] [私 -]
合 計		121 [国 0] [公 99] [私 22]

(表3：第1種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
満珠島・干珠島	山口県下関市 大字豊浦村の一部	満珠島及び干珠島とも忌宮神社の神域で、暖温帯性常緑広葉樹林が原生林に近い状態で残されている。 満珠島はモチノキーホソバカナワラビ群落の自然林で、干珠島はスダジイを混じえたイスノキーホソバカナワラビ群落の自然林であるが、いずれも瀬戸内海西部における極盛相を示す植物群落として貴重であり、国の天然記念物にも指定されている。	5 [国 -] [公 -] [私 -]
岩 島	山口県周南市 大字給島の一部	瀬戸内海の多島海美を構成する島及び岩礁で、良好な自然状態を残している。	0 (0.03) [国 -] [公 -] [私 -]
小水無瀬島 大水無瀬島	山口県大島郡周防大島町 大字沖家室島の一部	周防大島町沖家室島沖の無人の両島は、いずれもクワ科の常緑樹であるアコウが自生しており、その分布の北限地として植物地理学上貴重なものである。 大水無瀬島では、礫浜に近い小崖に、小水無瀬島では断崖壁に自生が見られ、北限地であるため著しい巨樹は認められないが、相当の生育状態を示す。県の天然記念物にも指定されている。	116 [国 -] [公 -] [私 -]
合 計			121 [国 0] [公 99] [私 22]

(イ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表4：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
山口県	下関市 大字藤ヶ谷、大字前田及び大字棕野の各一部	37 [国 -] [公 -] [私 -]
	防府市 大字野島の一部	5 [国 -] [公 -] [私 -]
	下松市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林計画区 48 林班、50 林班及び 51 林班の各一部 下松市 大字笠戸島の一部	232 [国 -] [公 -] [私 -]
	岩国市 大字柱島の一部	514 [国 -] [公 -] [私 -]
	光市 大字牛島、大字虹ヶ浜、大字光井及び大字室積村の各一部	192 [国 -] [公 -] [私 -]
	周南市 大字大島、大字大津島及び大字栗屋の各一部	58 [国 -] [公 -] [私 -]

都道府県名	区 域	面積 (ha)
山口県	大島郡周防大島町 大字伊保田、大字浮島、大字沖家室島、大字久賀、大字地家室、大字外入、大字土居、大字西方、大字日前、大字平野、大字椋野、大字森、大字油宇及び大字和田の各一部	1,242 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	熊毛郡上関町 大字祝島及び大字長島の各一部	68 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	熊毛郡田布施町 大字馬島の一部	7 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
合 計		2,355 〔 国 147 〕 〔 公 214 〕 〔 私 1,994 〕

(表5：第2種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)						
火 の 山	山口県下関市 大字藤ヶ谷、大字前田及び大字棕野の各一部	火の山は、関門海峡・響灘を見渡す優れた展望地である。	37 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>国</td><td>-</td></tr> <tr><td>公</td><td>-</td></tr> <tr><td>私</td><td>-</td></tr> </table>	国	-	公	-	私	-
国	-								
公	-								
私	-								
沖 島 ・ 平 島	山口県防府市 大字野島の一部	植生は、マサキートベラ群集である。	5 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>国</td><td>-</td></tr> <tr><td>公</td><td>-</td></tr> <tr><td>私</td><td>-</td></tr> </table>	国	-	公	-	私	-
国	-								
公	-								
私	-								
笠 戸 島 古 島 上 コ ウ ズ 瀬 下 コ ウ ズ 瀬	山口県下松市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林計画区48林班、50林班及び51林班の各一部 山口県下松市 大字笠戸島の一部	笠戸島は海岸線の出入りが激しく、大小様々な奇岩や県木のアカマツ林で覆われた急傾斜面が多く、島の約半分が国有林である。古島はマサキートベラ群集の植生が見られる。	232 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>国</td><td>-</td></tr> <tr><td>公</td><td>-</td></tr> <tr><td>私</td><td>-</td></tr> </table>	国	-	公	-	私	-
国	-								
公	-								
私	-								
柱 島 群 島 伊勢小島・鞍柱島・小柱島・続島・手島・中小島・福良島・長島・保高島・黒島・柱島・端島	山口県岩国市 大字柱島の一部	洪積世末の陥没により島嶼が形成された断層性の沈水島群で、植生は主にマサキートベラ群集であるが、小柱島は主にミミズバイースダジイ群集、柱島ではシイ・カシ萌芽林が見られる。内海景観の重要な構成因子であり、代表的な景勝地の一つである。	514 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>国</td><td>-</td></tr> <tr><td>公</td><td>-</td></tr> <tr><td>私</td><td>-</td></tr> </table>	国	-	公	-	私	-
国	-								
公	-								
私	-								

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
虹ヶ浜海岸	山口県光市 虹ヶ浜の一部	島田川をはさんで室積海岸と連なった白砂青松の優れた海岸で、海水浴、キャンプの適地である。	17 [国 -] [公 -] [私 -]
大水無瀬島 小水無瀬島	山口県光市 大字光井の一部	無人島で、植生は主にマサキトベラ群集で、野ウサギが生息している。	15 [国 -] [公 -] [私 -]
室積海岸	山口県光市 大字光井、大字室積村の各一部	虹ヶ浜海岸と共に、白砂青松の優れた海岸で海水浴、キャンプの適地である。	12 [国 -] [公 -] [私 -]
室積半島	山口県光市 大字室積村の一部	典型的な陸繋島で、植生は主に二次林的なアカマツ林であるが、コジイ群集、リンボク、ウラジロガシ等の暖地性の植物が多い。中でも峨眉山は、峨眉山樹林として天然記念物にも指定されている。	48 [国 -] [公 -] [私 -]
千坊山 大峰山	山口県光市 大字室積村の一部	室積半島、御手洗湾を見渡す優れた展望地である。また、両山ともコバノミツバツツジーアカマツ群集が主である。	99 [国 -] [公 -] [私 -]

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
熊 南 群 島 尾 島・亀岩・ 小 山・小 祝 島 ・長島・ 刎 島	山口県光市 大字牛島の一部 山口県熊毛郡上関町 大字祝島及び大字長島の各一部 山口県熊毛郡田布施町 大字馬島の一部	尾島は無人島でマサキートベラ群集が主な植生で、野ウサギが生息している。小祝島は無人島で安山岩からなり、海岸は崖となって頂上まで急斜面となっている。全島常緑広葉樹林で薪炭林として利用されたこともあるが、極相に近い植生を示し、学術上貴重である。 長島は、瀬戸内海多島海美を見渡す優れた展望地である。 刎島は、干潮時には馬島と陸続きとなり、植生はマサキートベラ群集が主である。	76 [国 -] [公 -] [私 -]
周 南 群 島 樺 島・洲 島	山口県周南市 大字大津島の一部	樺島は白砂青松が美しく、湧水もある。また洲島は、ホソバナカナワラビースダジイ群集が見られる。	18 [国 -] [公 -] [私 -]
太 華 山	山口県周南市 大字大島及び大字栗屋の各一部	内海景観の主要な展望地となっている。植生はもともとスダジイやタブノキ林であったが、現在はほとんど二次林である。山頂周辺は、ギフチョウの分布南限である。	40 [国 -] [公 -] [私 -]

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
情 諸 金 島 丸 島	山口県大島郡周防大島町 大字伊保田の一部	情島の植生は主にマサキートベラ群集であるが、内陸部はクロマツの植林、標高100m以上のところは、コナラ群落も見られる。諸島は周囲は急峻であるが、頂上は緩やかで安山岩からなり、植生は主にマサキートベラ群集である。	85 [国 -] [公 -] [私 -]
鯛 ノ 峰	山口県大島郡周防大島町 大字伊保田及び大字油字の各一部	鯛ノ峰、両源田、雨振地区で、マサキートベラ群集が主な植生であるが、鯛ノ峰ではコバノミツバツツジーアカマツ群集、コナラ群落も見られる。鯛ノ峰は瀬戸内海多島海を見渡す優れた展望地である。	51 [国 -] [公 -] [私 -]
頭 浮 飛 島 瀬 島	山口県大島郡周防大島町 大字浮島及び大字土居の各一部	浮島は花崗岩からなる島で、植生は、海岸部はマサキートベラ群集、内陸部は主にコバノミツバツツジーアカマツ群集である。頭島の植生はマサキートベラ群集である。飛瀬島は無人島で植生はウバメガシートベラ群集である。	205 [国 -] [公 -] [私 -]
前 福 幣 島 島 振 島	山口県大島郡周防大島町 大字久賀及び大字椋野の各一部	前島は、マサキートベラ群集が主な植生であるが、南側はクロマツの植林も見られる。福島、幣振島は、内海景観を構成する島々で優れた自然を有する。	119 [国 -] [公 -] [私 -]

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
白 木 山	山口県大島郡周防大島町 大字地家室、大字外入及び大字西方の各一部	瀬戸内海多島海を見渡す優れた展望地である。植生は、主にコバノミツバツツジーアカマツ群集である。	689 〔 国 - 公 - 私 - 〕
沖 家 室 島	山口県大島郡周防大島町 大字沖家室の一部	沖家室島は海域公園地区に隣接しており、主に玄武岩質の岩肌が露出した岩石海岸や砂浜海岸が見られる。植生は主にマサキートベラ群集やクスギーアベマキ群落である。	52 〔 国 0 公 0.2 私 51.8 〕
東 和 群 島 鍋島・真宮島・ 我島・ハン ド島・前小島・ 満 島	山口県大島郡周防大島町 大字西方、大字森、及び大字和田の各一部	東和群島を構成する島々で、多島海美の重要な構成因子となっている。マサキートベラ群集が主な植生である。真宮島は干潮時には屋代島から歩いて渡ることができる。	16 〔 国 - 公 - 私 - 〕
帯 石	山口県大島郡周防大島町 大字日前の一部	嵩山の中腹にあり、日前沖の多島海を見渡す優れた展望地である。樹林がうっそうと生い茂り、植生は主にコバノミツバツツジーアカマツ群集である。	25 〔 国 - 公 - 私 - 〕
合 計			2,355 〔 国 147 公 214 私 1,994 〕

(ウ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表6：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
山口県	柳井市 大字阿月の一部	201 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	周南市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林 計画区42林班及び43林班の全部並びに39林班、 40林班及び41林班の各一部 周南市 大字大津島及び大字富田の各一部	441 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	大島郡周防大島町 大字久賀、大字西安下庄、大字西三蒲、大字東安 下庄、大字東屋代及び大字油宇の各一部	701 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	熊毛郡上関町 大字室津の一部	315 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	合 計	1,658 〔 国 454 〕 〔 公 378 〕 〔 私 826 〕

(表 7 : 第 3 種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
周 南 群 島 黒 髪 島 ・ 仙 島 ・ 竹 島 ・ 中 ノ 島 ・ 鍋 島 ・ 西 ノ 島	山口県周南市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林 計画区岩徳森林計画区 42 林班及 び 43 林班の全部並びに 39 林班、 40 林班及び 41 林班の各一部 山口県周南市 大字大津島及び大字富田の各一部	黒髪島及び仙島は全島花崗岩からなり大半が国有林で ある。植生は海岸部はマサキートベラ群集、内陸部はコ バノミツバツツジーアカマツ群集である。 竹島、中ノ島、鍋島及び西ノ島の植生は主にマサキ ートベラ群集である。	441 国 - 公 - 私 -
皇 座 山	山口県柳井市 大字阿月の一部 山口県熊毛郡上関町 大字室津の一部	新第三紀の輝石安山岩からなる中起伏山である。植生 は山頂付近ではススキ群落、中腹周辺ではコバノミツバ ツツジーアカマツ群集、海岸部ではマサキートベラ群集 である。多島海美を見渡す優れた展望地である。	516 国 - 公 - 私 -
嘉 納 山	山口県大島郡周防大島町 大字久賀、大字西安下庄、大字西 三蒲、大字東安下庄及び大字東屋 代の各一部	嘉納山、文殊山、源明山、嵩山の四峰があり、いずれ も 6 0 0 m 以上の標高である。地質は下部が花崗岩閃緑 岩で、山頂付近は新第三紀の輝石安山岩から成っている。 植生は主にコバノミツバツツジーアカマツ群集である が、文殊山中腹、嘉納山山頂付近はサカキウラジロガ シ群集、源明山には集塊岩地植生群、嵩山山頂にはホン バカナワラビースダジイ群集が見られる。	648 国 - 公 - 私 -

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)						
片 島	山口県大島郡周防大島町 大字油宇の一部	高所は輝石安山岩からなる。植生は海岸部がマサキートベラ群集、内陸部はタブ群集が見られる。	53 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>国</td><td>-</td></tr> <tr><td>公</td><td>-</td></tr> <tr><td>私</td><td>-</td></tr> </table>	国	-	公	-	私	-
国	-								
公	-								
私	-								
合 計			1,658 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>国</td><td>454</td></tr> <tr><td>公</td><td>378</td></tr> <tr><td>私</td><td>826</td></tr> </table>	国	454	公	378	私	826
国	454								
公	378								
私	826								

イ 海域公園地区

次の区域を海域公園地区とする。

(表 8 : 海域公園地区総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
山口県	大島郡周防大島町 地家室地先、外入地先及び沖家室地先	56.4
合 計		56.4

(表 9 : 海域公園地区内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
牛ヶ首	山口県大島郡周防大島町 地家室地先	クロメ、ホンダワラ類の海藻群落や多くの魚種、サンゴ類が確認されるなど優れた海中景観を有するとともに、一部の海域ではダイビング、シーカヤック等の利用も行われている。これらのことから、景観の保護を図る必要がある。	20.3
地家室	山口県大島郡周防大島町 地家室地先	水深2mから10mにかけての岩盤や転石の上にニホンアワサンゴの大規模な群落の分布が確認されるなど優れた海中景観を有するとともに、一部の海域ではダイビング、シーカヤック等の利用も行われている。これらのことから、景観の保護を図る必要がある。	13.0
伊崎	山口県大島郡周防大島町 外入地先	クロメ、ホンダワラ類の海藻群落や多くの魚種、サンゴ類が確認されるなど優れた海中景観を有するとともに、一部の海域ではダイビング、シーカヤック等の利用も行われている。これらのことから、景観の保護を図る必要がある。	18.6
沖家室	山口県大島郡周防大島町 沖家室地先	クロメ、ホンダワラ類の海藻群落や多くの魚種、サンゴ類が確認されるなど優れた海中景観を有するとともに、一部の海域ではダイビング、シーカヤック等の利用も行われている。これらのことから、景観の保護を図る必要がある。	4.5
合 計			56.4

ウ 関連事項

(ア) 採取等規制植物

採取又は損傷を規制する植物は次のとおりとする。

(表 10：採取等規制植物表)

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミ ズ ゴ ケ	ミズゴケ
マ ツ バ ラ ン	マツバラ
ヒ カ ゲ ノ カ ズ ラ	マンネンスギ
イ ワ ヒ バ	イワヒバ
ゼ ン マ イ	ヤシャゼンマイ
イ ノ モ ト ソ ウ	エダウチホングウシダ
シ ノ ブ	シノブ、タマシダ
オ シ ダ	ウラボシノコギリシダ、オオクジャクシダ
チ ャ セ ン シ ダ	アオガネシダ
ウ ラ ボ シ	イワヤナギシダ、ヤノネシダ、オシヤグジデンダ、イワオモダカ
シ シ ラ ン	タキミシダ、シシラン
ク ワ	カカツガユ
ヤ ド リ ギ	オオバヤドリギ
ナ デ シ コ	フジナデシコ (ハマナデシコ)
キ ン ポ ウ ゲ	ミスミソウ (スハマソウ、ケスハマソウを含む。)、タカネハンシウヅル、トリガタハンショウヅル、シロバナハンショウヅル、オキナグサ、ヤマシャクヤク
メ ギ	バイカイカリソウ、イカリソウ
ウ マ ノ ス ズ ク サ	ミヤコアオイ、サンヨウアオイ、ナンカイアオイ、ヒメカンアオイ
ヤ ッ コ ソ ウ	ヤッコソウ
モ ウ セ ン ゴ ケ	イシモチソウ、モウセンゴケ、コモウセンゴケ
ケ シ	シマエンゴサク
ベ ン ケ イ ソ ウ	ウンゼンマンネングサ、ミセバヤ、セトウチマンネングサ
ユ キ ノ シ タ	チャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ、ジンジソウ
バ ラ	イワキンバイ、テリハキンバイ、コテリハキンバイ、シロヤマブキ、ミツバイワガサ (イワガサ、タンゴイワガサ)、ウラジロイワガサ (ミヤジマシモツケ)、イブキシモツケ
マ メ	ナルトオオギ
ハ マ ビ シ	ハマビシ
ト ウ ダ イ グ サ	イワタイゲキ

ヒ	メ	ハ	ギ	カキノハグサ (ナガバナノカキノハグサを含む。)、ヒナノカンザシ		
ア		オ	イ	ハマボウ		
ジ	ン	チ	ョウ	ゲ	コショウノキ	
グ				ミ	ナツアサドリ	
イ	ワ	ウ	メ	イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)		
イ	チ	ヤ	ク	ソ	ウ	ウメガサソウ、ギンリョウソウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ
ツ		ツ		ジ	ウスギヨウラク、イワナシ、トサノミツバツツジ、サツキ (サツキツツジ)、レンゲツツジ (キレンゲツツジを含む。)、ヒカゲツツジ、ツクシシヤクナゲ (ホンシヤクナゲ、オキシヤクナゲを含む。)、カラムラサキツツジ (ゲンカイツツジを含む。)、サイコクミツバツツジ、シロヤシオ (ゴヨウツツジ)、コバノミツバツツジ、ダイセンミツバツツジ、サラサドウダン、シロドウダン (ベニドウダンを含む。)	
サ	ク	ラ	ソ	ウ	シコクカッコソウ	
リ		ン	ド	ウ	リンドウ、センブリ、イヌセンブリ	
ア		カ		ネ	ソナレムグラ、サツマイナモリ、イナモリソウ	
ム	ラ	サ	キ	ムラサキ		
ク	マ	ツ	ヅ	ラ	イワダレソウ	
シ				ソ	イガタツナミソウ	
イ	ワ	タ	バ	コ	イワタバコ、イワギリソウ	
ハ	マ	ウ	ツ	ボ	ハマウツボ、キヨスミウツボ	
タ	ヌ	キ	モ	ミミカキグサ、コタヌキモ、ヒメタヌキモ、ノタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、イマタヌキモ、ムラサキミミカキグサ		
ス	イ	カ	ズ	ラ	ヤマヒョウタンボク、チョウジガマズミ	
マ	ツ	ム	シ	ソ	ウ	マツムシソウ
キ	キ	ョ	ウ	サワギキョウ、キキョウ		
キ				ク	ソナレノギク、シュンジュギク (シンジュギク、アサマギク)、ウラギク (ハマシオン)、キバナノジギク、マアザミ (キセルアザミ、ツクデマアザミ)、コケセンボンギク、オタカラコウ、ハンカイソウ、オオニガナ、サワオグルマ	
ホ	ン	ゴ	ウ	ソ	ウ	ホンゴウソウ
ユ				リ	カンカケイニラ、ステゴビル、シライトソウ、キキョウラン、カタクリ、ショウジョウバカマ、シロバナショウジョウバカマ、ハマカンゾウ、セトウチギボウシ、ササユリ、コオニユリ、アマナ	
ビ	ヤ	ク	ブ	ナベワリ		
ヒ	ガ	ン	バ	ナ	ハマオモト (ハマユウ)	

ア ヤ メ ヒナノシヤクジョウ サ ト イ モ カ ヤ ツ リ グ サ ラ ン	エヒメアヤメ、ヒオオギアヤメ ヒナノシヤクジョウ ムサシアブミ、ユキモチソウ イワカンスゲ、オタルスゲ、サギスゲ、ミカズキグサ ヒナラン、イワチドリ、シラン、マメヅタラン (マメラン)、ムギラン、エビネ、キエビネ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、シュンラン (ホクロ)、マヤラン (サガミラン)、セッコク、カキラン、ツチアケビ、オニノヤガラ、ミヤマウズラ、シュスラン、サギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ジガバチソウ、クモキリソウ、コ克蘭、ヒメフタバラン、フウラン、ヨウラクラン、ウチョウラン、コケイラン、ジンバイソウ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ベニカヤラン (マツラン)、カヤラン、クモラン、ヒトツボクロ
---	---

(イ) 捕獲等規制動物及び区域

海域公園地区内において、捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷を規制する動物は次のとおりとする。

(表 11：捕獲等規制動物及び区域表)

海域公園地区名	区域	区域の概要	面積 (ha)	捕獲等規制動物
牛ヶ首、地家室、伊崎、沖家室	全域	大規模なニホンアワサンゴ群落やクロメ、ホンダワラ類の海藻群落、多くの魚種が確認されるなど優れた海中景観を有する区域である。	56.4	ウスマメホネナシサンゴ、ニホンアワサンゴ、キササンゴ科、ムツサンゴ、カワリギンチャク、ウミイチゴ、ウミカラマツ

(ウ) 普通地域

次の区域を普通地域とする。

(表 12：普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
山口県	防府市 大字野島の一部	70 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	下松市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳 森林計画区 44 林班から 47 林班まで及びに 49 林班の全部並びに 48 林班、50 林班及び 51 林 班の各一部 下松市 大字笠戸島の一部	689 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	周南市 大字大島、大字大津島、大字栗屋、大字徳山、 開成町及び臨海町の各一部	1, 152 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	大島郡周防大島町 大字東屋代の一部	11 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	熊毛郡田布施町 大字馬島の一部	53 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	熊毛郡平生町 大字佐合島の一部	105 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	陸 域 合 計	2, 080 〔 国 403 〕 〔 公 154 〕 〔 私 1, 523 〕

陸域公園区域の地先海面の一部 ※1、※2	836,633
合 計	838,713

- ※1 海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。
- ※2 同時期に見直しを行った瀬戸内海国立公園（広島県地域）の変更を含む。
- ※3 平成 25 年 2 月 28 日付け瀬戸内海国立公園（山口県地域）公園計画の面積は誤謬であり不正確である。再計測の上、適切な値を示したもの（実際の公園区域は変更無し）。

エ 面積内訳

地域地区別土地所有別面積及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 13：地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位：面積 ha、比率%)

地域区分	特別地域									普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公園 地区 ※1	普通地域 (海域) ※1 ※2	合計 (海域) ※1 ※2						
	特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域			国	公	私									
土地所有別	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私				国	公	私						
合計	土地所有別面積	0	0	0	0	99	22	147	214	1,994	454	378	826	403	154	1,523	1004	845	4,365					
	地種区分別面積 (比率)				121 (1.9)			2,355 (37.9)			1,658 (26.7)													
	地域地区別面積 (比率)	0 (0)												4,134 (66.5)										
	地域別面積 (比率)										4,134 (66.5)			2,080 (33.5)			6,214 (100.0)			56.4 (0.0)	836,633 (100.0)	836,689 (100.0)		
																合計(陸域・海域)						842,903		

※1 海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

※2 同時期に見直しを行った瀬戸内海国立公園(広島県地域)の変更を含む。

※3 平成25年2月28日付け瀬戸内海国立公園(山口県地域)公園計画の面積は誤謬であり不正確である。再計測の上、適切な値を示したもの(実際の公園区域は変更無し)。

(表 14：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：面積 ha)

地域地区 市町村名		特別地域				普通地域 (陸域)	合計 (陸域)	海城 公園 ※1	普通地域 (海城) ※1 ※2	合計 (海城) ※1 ※2	
		第1種	第2種	第3種	小計						
山 口 県	下関市	5	37	0	42	0	42				
	防府市	0	5	0	5	70	75				
	下松市	0	232	0	232	689	921				
	岩国市	0	514	0	514	0	514				
	光市	0	192	0	192	0	192				
	柳井市	0	0	201	201	0	201				
	周南市	0	58	441	499	1,152	1,651				
	大島郡	周防大島町	116	1,242	701	2,059	11	2,070			
	熊毛郡	上関町	0	68	315	383	0	383			
		田布施町	0	7	0	7	53	60			
平生町		0	0	0	0	105	105				
合 計		121	2,355	1,658	4,134	2,080	6,214	56.4	836,633	836,689	

※1 海城は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

※2 同時期に見直しを行った瀬戸内海国立公園（広島県地域）の変更を含む。

※3 平成 25 年 2 月 28 日付け瀬戸内海国立公園（山口県地域）公園計画の面積は誤謬であり不正確である。再計測の上、適切な値を示したもの（実際の公園区域は変更無し）。

3 事業計画

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 15：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	園地	山口県下関市(火の山山頂)	展望及び休憩機能を備えた園地とする。	平成3年7月26日 告示
2	園地	山口県周南市(太華山山頂)	展望及び休憩機能を備えた園地とする。	平成3年7月26日 告示
3	園地	山口県周南市(大津島馬島)	展望及び休憩機能を備えた園地とする。	平成3年7月26日 告示
4	園地	山口県下松市(笠戸島瀬戸)	休憩機能を備えた園地とする。	平成3年7月26日 告示
6	野営場	山口県下松市(笠戸島白浜)	野外レクリエーション機能を総合的に備えた地区として整備する。	平成3年7月26日 告示
12	園地	山口県光市(虹ヶ浜)	白砂青松の地を活かした保養の場とする。	平成3年7月26日 告示
13	水泳場	山口県光市(虹ヶ浜)	白砂青松の地を活かした保養の場とする。	平成3年7月26日 告示
14	園地	山口県光市(室積海岸)	白砂青松の地を活かした保養の場とする。	平成3年7月26日 告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
15	水泳場	山口県光市（室積海岸）	白砂青松の地を活かした保養の場とする。	平成3年7月26日 告示
17	園地	山口県光市（峨媚山）	自然観察、休憩機能を備えた園地とする。	平成3年7月26日 告示
20	園地	山口県大島郡周防大島町（白木山 山頂）	展望及び休憩機能を備えた園地とする。	平成3年7月26日 告示
23	園地	山口県熊毛郡上関町（皇座山山頂）	展望及び休憩機能を備えた園地とする。	平成3年7月26日 告示
24	園地	山口県大島郡周防大島町（地家室）	休憩機能を備えた園地とする。	新 規

(イ) 道路

a 車道

車道を次のとおりとする。

(表 16 : 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
1	火の山線	起点－山口県下関市 (棕野・国立公園境界) 終点－山口県下関市 (火の山山頂)		市街地から火の山に至るルートとする。	平成 3 年 7 月 26 日 告示
2	太華山線	起点－山口県周南市 (栗屋・国立公園境界) 終点－山口県周南市 (奈切・国立公園境界)	太華山	太華山を回遊するルートとする。	平成 3 年 7 月 26 日 告示
3	室積大峯千坊線	起点－山口県光市 (大峯・国立公園境界) 終点－山口県光市 (千坊・国立公園境界)	大峯峠 千坊山	大峯山と千坊山を連絡するルートとする。	平成 3 年 7 月 26 日 告示
4	嘉納山線	起点－山口県大島郡周防大島町 (能庄・国立公園境界) 終点－山口県大島郡周防大島町 (嘉納山山頂)		嘉納山に至るルートとし、嘉納山線歩道の有効的利用を図る。	平成 3 年 7 月 26 日 告示
5	下田白木山線	起点－山口県大島郡周防大島町 (下田・国立公園境界) 終点－山口県大島郡周防大島町 (白木山山頂)		白木山に至るルートとする。	平成 3 年 7 月 26 日 告示
6	帯石観音嵩山線	起点－山口県大島郡周防大島町 (日前・国立公園境界) 終点－山口県大島郡周防大島町 (嵩山山頂)	帯石観音	帯石観音、嵩山に至る幹線ルートとする。	平成 3 年 7 月 26 日 告示
7	室津皇座山線	起点－山口県熊毛郡上関町 (室津・国立公園境界) 終点－山口県大島郡周防大島町 (皇座山山頂)		皇座山に至るルートとする。	平成 3 年 7 月 26 日 告示
8	平山皇座山線	起点－山口県熊毛郡上関町 (平山・国立公園境界) 終点－山口県熊毛郡上関町 (皇座山・車道合流点)		皇座山に至るルートとする。	平成 3 年 7 月 26 日 告示

9	伊崎牛ヶ首線	起点－山口県大島郡周防大島町（田ノ浦・国立公園境界） 終点－山口県大島郡周防大島町（磯崎西・国立公園境界） 起点－山口県大島郡周防大島町（地藏浜西・国立公園境界） 終点－山口県大島郡周防大島町（佐連西・国立公園境界） 起点－山口県大島郡周防大島町（佐連東脇・国立公園境界） 終点－山口県大島郡周防大島町（戸ノ浦・国立公園境界）	伊崎、地家室、牛ヶ首	ニホンアワサング群集等の海中景観を探勝する地家室等に至るルートとする。	新 規
---	--------	--	------------	-------------------------------------	-----

b 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 17: 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
1	太華山線	起点－山口県周南市 (奈切・国立公園境界) 終点－山口県周南市 (太華山山頂)		太華山山頂までの登山道及び探勝歩道として既存歩道の整備を図る。	平成 3 年 7 月 26 日 告示
2	笠戸島回遊線	起点－山口県下松市 (笠戸島瀬戸) 終点－山口県下松市 (笠戸島江ノ浦・国立公園境界) 起点－山口県下松市 (笠戸島瀬戸) 終点－山口県下松市 (笠戸島江ノ浦・国立公園境界) 起点－山口県下松市 (笠戸島江ノ浦・国立公園境界) 終点－山口県下松市 (笠戸島深浦・国立公園境界)	高山 落 尾郷 本浦 峠ノ浦 白浜 松ヶ浦	笠戸島を回遊する探勝歩道として既存歩道と連絡させ整備を図る。	平成 3 年 7 月 26 日 告示
3	千坊山線	起点－山口県光市 (大峯山山頂) 終点－山口県光市 (千坊山山頂)		大峯山から千坊山に至る縦走路、探勝歩道として既存歩道の整備を図る。	平成 3 年 7 月 26 日 告示
4	嘉納山線	起点－山口県大島郡周防大島町 (文殊山・国立公園境界) 終点－山口県大島郡周防大島町 (源明山・国立公園境界) 終点－山口県大島郡周防大島町 (帯石観音・国立公園境界)	文殊山 嘉納山 源明山 嵩山	屋代島の嘉納山山地を結ぶ縦走路、探勝歩道として既存歩道の整備を図る。	平成 3 年 7 月 26 日 告示
5	相浦皇座山線	起点－山口県柳井市 (相浦・国立公園境界) 終点－山口県熊毛郡上関町 (皇座山山頂)		皇座山への登山道として整備を図る。	平成 3 年 7 月 26 日 告示

(ウ) 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 18：運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
1	火の山線	索道運送施設	起点－山口県下関市（火の山山麓） 終点－山口県下関市（火の山山頂）	火の山線	火の山山頂へ至るロープウェイとして既存施設及びその周辺の整備を図る。	平成3年7月26日 告示

4 参考事項

(1) 過去の経緯

ア 公園区域

昭和25年 5月18日	大島郡内主要峰から徳山湾に至る島嶼部の区域指定
昭和31年 5月 1日	岩国市、大島郡周辺島嶼部、光市、下関市及び北九州市の区域指定
平成 3年 7月26日	情島、柱島、浮島、黒髪島、白木山、皇座山及びその周辺地域の区域指定（再検討）
平成18年 1月19日	海域普通地域内での埋立てにより陸域化した部分の公園区域の明確化（点検）

イ 保護計画

昭和32年10月23日	特別地域の決定
平成 3年 7月26日	特別地域の決定（再検討）
平成25年 2月28日	周防大島町の周辺海域を海域公園地区に指定（一部変更）

ウ 利用計画

昭和27年10月23日	施設計画の決定（室積園地）
昭和29年 2月18日	施設計画の追加（松原海水浴場、太華山道路（車道））
昭和32年10月23日	施設計画の追加（単独施設、道路（車道）、道路（歩道））
昭和45年12月12日	施設計画の追加（笠戸島園地）
昭和48年 8月 2日	施設計画の追加（笠戸島野営場）
平成 3年 7月26日	施設計画の決定（再検討）
平成18年 1月19日	施設計画の一部変更（点検）

瀬戸内海国立公園
(山口県地域)

公園区域及び公園計画変更書
[第2次点検]

(環境省案)

平成 年 月 日
環 境 省

目 次

第 1	公園区域の変更	1
1	変更理由	1
2	変更する公園区域	2
第 2	公園計画の変更	8
1	変更理由	8
2	規制計画の変更内容	9
(1)	保護規制計画及び関連事項	9
ア	特別地域	9
(ア)	第2種特別地域	11
(イ)	第3種特別地域	13
イ	関連事項	15
(ア)	普通地域	15
ウ	面積内訳	16
3	事業計画の変更内容	18
(1)	施設計画	18
ア	利用施設計画	18
(ア)	単独施設	18
(イ)	道路	18
a	車道	18

第1 公園区域の変更

1 変更理由

瀬戸内海国立公園は、我が国を代表する内海多島海景観に加えて自然・人文の融和した特徴的な景観を有することから、昭和9年に備讃瀬戸が我が国最初の国立公園の一つとして指定された。

山口県地域は、昭和25年5月18日及び昭和31年5月1日の区域拡張により、それぞれ区域編入されたものであり、柱島群島、屋代島及び周辺の島嶼、熊南群島、笠戸島、周南群島等の島嶼部と、大華山、虹ヶ浜海岸、室積海岸、室積半島、千坊山・大峰山、皇座山等の本州沿岸部の陸域と周辺海域から構成される。

当該地域の特徴としては、多島海の眺望の他、点在する自然林、雄大な防予灘、ニホンアワサンゴ群集等の海中景観といった自然風景や島嶼部の漁村・営農風景などの人文景観が一体となった親しみ深い景観が特色である。

その後、平成3年7月26日に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）、平成18年1月19日に公園区域及び公園計画の変更（点検）、さらに平成25年2月28日に公園計画の一部変更が行われ、現在に至っている。

平成18年の点検以降、自然環境に関する科学的知見の集積が進むとともに、生物多様性等への国民の関心・要請が高まるなど、国立公園を取りまく自然環境、社会状況は大きく変化し、平成21年には自然公園法の目的に「生物の多様性の確保に寄与すること」が加えられた。また、近年、瀬戸内海では、瀬戸内国際芸術祭等を通じて島や船からの眺望について再評価されていることも踏まえ、当該地域の適正な保護と利用を図る必要があることから、地域関係者への説明会の開催や関係自治体の同意を経て公園区域及び公園計画の変更（点検）を行うものである。

具体的には、屋代島沖において、平成20年度から平成23年度までの海域調査により大規模なニホンアワサンゴ群集や藻場などによる優れた海中景観が確認され、平成25年に海域公園地区に指定されるとともに、ニホンアワサンゴ等が指定動物に指定されたが、今般、海域公園地区に隣接し、多島海景観の一部を構成している陸域について、当該海域公園地区の自然環境の保全強化を図るとともに、周辺海洋上からの眺望に配慮した自然海岸景観の保全を図るため公園区域に編入する。

黒髪島においては、同島西部は、公園指定以前から開発が行われているが、同島南部は、平成26年度の調査の結果、植生等の自然環境が同島内の既公園指定区域とほぼ同様と考えられ、また、主要な展望地となっている太華山山頂園地をはじめ、定期航路等洋上からの眺望上、多島海景観の重要な構成要素の一つとなっている。以上のことから、同島全体の適正な保護を図るため、同島南部を公園区域に編入するとともに、同島西部の一部を公園区域から削除する。

また、平成18年の点検終了後において、海域の埋立てに伴う公園区域の明確化が必要となっているため、公園区域の変更を行うものである。

2 変更する公園区域

瀬戸内海国立公園（山口県地域）の区域の一部を次のとおり変更する。

（表 1：公園区域（陸域）変更表）

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)						
1	拡張	山口県周南市大津島（黒髪島）の一部	当該地は、既指定の公園区域と同等の自然環境を有している。また周辺における主要な眺望地である太華山山頂園地をはじめ、定期航路等洋上からの眺望上、多島海景観の重要な構成要素の一つとなっていることから、当該地を瀬戸内海国立公園に編入し、適切な保護と利用を図る。	39 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>国</td><td>37.2</td></tr> <tr><td>私</td><td>1.4</td></tr> </table>	国	37.2	私	1.4		
国	37.2									
私	1.4									
2	拡張	山口県周南市開成町及び臨海町の（旧）地先海面の各一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図るため、風景の保護の必要性から当該埋立地を瀬戸内海国立公園の陸域に編入し、適切な保護を図る。	28 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>公</td><td>18.1</td></tr> <tr><td>私</td><td>10.2</td></tr> </table>	公	18.1	私	10.2		
公	18.1									
私	10.2									
3	拡張	山口県大島郡周防大島町沖家室の一部	ニホンアワサング群集を中心とした海域公園地区に隣接する陸域の自然環境保護強化のほか、洋上からの眺望に配慮した自然海岸景観の保護強化を図るために瀬戸内海国立公園に編入し、適切な保護と利用を図る。	52 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>公</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>私</td><td>51.8</td></tr> </table>	公	0.2	私	51.8		
公	0.2									
私	51.8									
4	拡張	山口県大島郡周防大島町外入及び地家室の各一部	ニホンアワサング群集を中心とした海域公園地区に隣接する陸域の自然環境保護強化のほか、洋上からの眺望に配慮した自然海岸景観の保護強化を図るために瀬戸内海国立公園に編入し、適切な保護と利用を図る。	185 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>国</td><td>0.6</td></tr> <tr><td>公</td><td>15.0</td></tr> <tr><td>私</td><td>168.9</td></tr> </table>	国	0.6	公	15.0	私	168.9
国	0.6									
公	15.0									
私	168.9									

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
15	削除	山口県周南市大津島(黒髪島)の一部	黒髪島全体の適正な保護を図るため、眺望対象としても優れている同島南部を既公園指定区域と一体のものとして公園区域に編入するとともに、眺望が損なわれている同島西部を公園区域から削除する。	△21 (国 △21.3)
変更部分 面積計				283 〔国 18〕 公 33 私 232〕
変更前 公園面積				5,910 〔国 965〕 公 812 私 4,133〕
変更後 公園面積				6,214 〔国 1,004〕 公 845 私 4,365〕

注) 平成25年2月28日付け瀬戸内海国立公園(山口県地域)公園計画の面積は誤謬であり不正確である。再計測の上、適切な値を示したもの(実際の公園区域は変更無し)。

(表2：公園区域(海域)変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
2	削除	山口県周南市開成町及び臨海町の(旧)地先海面の各一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図るため、風景の保護の必要性から当該埋立地を瀬戸内海国立公園の陸域に編入し、適切な保護を図る。	海域 △28 (公 △28.3)
5	削除	山口県下松市西豊井の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △7 (公 △7.3)
6	削除	山口県下松市東豊井の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △1.1)
7	削除	山口県岩国市飯田町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △5 (公 △4.5)
8	削除	山口県岩国市三角町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △213 (公 △213.2)
9	削除	山口県岩国市由宇町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.8)
10	削除	山口県岩国市由宇町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △2 (公 △1.8)
11	削除	山口県光市室積の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
12	削除	山口県柳井市阿月の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △1.3)
13	削除	山口県柳井市伊保庄の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
14	削除	山口県柳井市伊保庄の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △3 (公 △2.8)
16	削除	山口県周南市櫛ヶ浜の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.7)
17	削除	山口県周南市晴海町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △40 (公 △40.3)
18	削除	山口県周南市戸田の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
19	削除	山口県大島郡周防大島町伊保田及び和田の(旧)地先海面の各一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △1.1)
20	削除	山口県大島郡周防大島町家房の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.8)
21	削除	山口県大島郡周防大島町久賀の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.7)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
22	削除	山口県大島郡周防大島町西安下庄の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
23	削除	山口県大島郡周防大島町東三蒲の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
24	削除	山口県大島郡周防大島町戸田の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.5)
25	削除	山口県大島郡周防大島町和田の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
26	削除	山口県熊毛郡上関町祝島の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
27	削除	山口県熊毛郡上関町長島の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
28	削除	山口県熊毛郡上関町室津の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △2 (公 △2.2)
29	削除	山口県熊毛郡田布施町別府の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
30	削除	山口県熊毛郡平生町尾国の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
31	削除	山口県熊毛郡平生町佐賀の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.1)
32	削除	山口県熊毛郡平生町佐賀の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △2 (公 △1.5)
			変更部分 面積計	海 域 △310
			変更前 公園面積	837,541
			変更後 公園面積	836,689

※1 海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

※2 同時期に見直しを行った瀬戸内海国立公園 (広島県地域) の変更を含む。

注) 平成 25 年 2 月 28 日付け瀬戸内海国立公園 (山口県地域) 公園計画の面積は誤謬であり不正確である。再計測の上、適切な値を示したもの (実際の公園区域は変更無し)。

第2 公園計画の変更

1 変更理由

瀬戸内海国立公園は、我が国を代表する内海多島海景観に加えて自然・人文の融和した特徴的な景観を有することから、昭和9年に備讃瀬戸が我が国最初の国立公園の一つとして指定された。

山口県地域は、昭和25年5月18日及び昭和31年5月1日の区域拡張により、それぞれ区域編入されたものであり、柱島群島、屋代島及び周辺の島嶼、熊南群島、笠戸島、周南群島等の島嶼部と、大華山、虹ヶ浜海岸、室積海岸、室積半島、千坊山・大峰山、皇座山等の本州沿岸部の陸域と周辺海域から構成される。

当該地域の特徴としては、多島海の眺望の他、点在する自然林、雄大な防予灘、ニホンアワサング群集等の海中景観といった自然風景や島嶼部の漁村・営農風景などの人文景観が一体となった親しみ深い景観が特色である。

その後、平成3年7月26日に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）、平成18年1月19日に公園区域及び公園計画の変更（点検）、さらに平成25年2月28日に公園計画の一部変更が行われ、現在に至っている。

平成18年の点検以降、自然環境に関する科学的知見の集積が進むとともに、生物多様性等への国民の関心・要請が高まるなど、国立公園を取りまく自然環境、社会状況は大きく変化し、平成21年には自然公園法の目的に「生物の多様性の確保に寄与すること」が加えられた。また、近年、瀬戸内海では、瀬戸内国際芸術祭等を通じて島や船からの眺望について再評価されていることも踏まえ、当該地域の適正な保護と利用を図る必要があることから、地域関係者への説明会の開催や関係自治体の同意を経て公園区域及び公園計画の変更（点検）を行うものである。

具体的には、屋代島沖において、平成20年度から平成23年度までの海域調査により大規模なニホンアワサング群集や藻場などによる優れた海中景観が確認され、平成25年に海域公園地区に指定されるとともに、ニホンアワサング等が指定動物に指定されたが、今般、海域公園地区に隣接し、多島海景観の一部を構成している陸域について、当該海域公園地区の自然環境の保全強化を図るとともに、周辺海洋上からの眺望に配慮した自然海岸景観の保全を図るため、保護規制計画及び利用施設計画を定める。

黒髪島においては、平成26年度の調査の結果、同島南部の植生等の自然環境は同島内の既公園指定区域とほぼ同様と考えられる。また、同島南部は主要な展望地となっている太華山山頂園地をはじめ、定期航路等洋上からの眺望上、多島海景観の重要な構成要素の一つとなっている。以上のことから、景観及び自然環境保全を図るため保護規制計画を定める。

また、平成18年の点検終了後において、海域の埋立てに伴う公園区域の明確化が必要となっているため、当該埋立地の保護規制計画の変更を行うものである。

2 規制計画

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表3：特別地域変更表)

都道府県 名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
山口県	周南市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林計 画区岩徳森林計画区42林班及び43林 班の全部並びに39林班、40林班及び 41林班の各一部 周南市大字大津島及び大字富田の各 一部	441 〔 国 公 私 〕	周南市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林計 画区岩徳森林計画区42林班及び43林 班の全部並びに39林班、40林班及び 41林班の各一部 周南市大字大津島及び大字富田の各 一部	423 〔 国 公 私 〕
	大島郡周防大島町大字沖家室、大字地 家室、大字外入及び大字西方の各一部	741 〔 国 公 私 〕	大島郡周防大島町大字地家室、大字外 入及び大字西方の各一部	188 〔 国 公 私 〕
			変更部分面積合計	571 〔 国 18 公 32 私 521 〕

變更前特別地域面積	<p style="text-align: right;">3,563</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">国</td> <td style="padding: 2px;">583</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">公</td> <td style="padding: 2px;">659</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">私</td> <td style="padding: 2px;">2,321</td> </tr> </table>	国	583	公	659	私	2,321
国	583						
公	659						
私	2,321						
變更後特別地域面積	<p style="text-align: right;">4,134</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">国</td> <td style="padding: 2px;">601</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">公</td> <td style="padding: 2px;">691</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">私</td> <td style="padding: 2px;">2,842</td> </tr> </table>	国	601	公	691	私	2,842
国	601						
公	691						
私	2,842						

(ア) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表4：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	特別地域の拡張	沖家室島	山口県大島郡周防大島町大字沖家室の一部	ニホンアワサング群集を中心とした海域公園地区に隣接する陸域であることから、海域と一体とした自然環境保護強化のほか、洋上からの眺望に配慮した自然海岸景観の保護強化を図ることが必要である。	52 〔 公 0.2 私 51.8 〕
2	拡張	特別地域の拡張	白木山	山口県大島郡周防大島町大字外入及び大字地家室の各一部	ニホンアワサング群集を中心とした海域公園地区に隣接する陸域であることから、海域と一体とした自然環境保護強化のほか、洋上からの眺望に配慮した自然海岸景観の保護強化を図ることが必要である。	185 〔 国 0.6 公 15.0 私 168.9 〕
3	拡張	普通地域からの振替	白木山	山口県大島郡周防大島町大字外入、大字地家室及び大字西方の各一部	ニホンアワサング群集を中心とした海域公園地区に隣接する陸域であることから、海域と一体とした自然環境保護強化のほか、洋上からの眺望に配慮した自然海岸景観の保護強化を図る。	316 〔 公 16.6 私 299.1 〕
変更部分面積計						553 〔 国 1 公 32 私 520 〕
変更前 第2種特別地域面積						1,802 〔 国 146 公 182 私 1,474 〕

変更後 第2種特別地域面積	2,355
	国 147
	公 214
	私 1,994

(イ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表5：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	特別地域の拡張	周南群島 黒髪島	山口県周南市内 国有林芦田・佐波 川広域流域森林計画 区岩徳森林計画区4 2林班及び43林班の 全部並びに39林班、 40林班及び41林班 の各一部 周南市 大字大津島の各一部	当該地は、既指定の公園区域と同等の自然海岸及び自然林が残されている。また周辺における主要な眺望地である太華山山頂園地をはじめ、定期航路等洋上からの眺望上、多島海景観の重要な構成要素の一つとなっている。	39 〔 国 37.2 私 1.4 〕
2	削除	特別地域の縮小	周南群島 黒髪島	山口県周南市内 国有林芦田・佐波 川広域流域森林計画 区岩徳森林計画区4 2林班及び43林班の 全部並びに39林班、 40林班及び41林班 の各一部	公園区域からの削除に伴うもの。	△21 (国 △21.3)

	変更部分面積計	18 〔 国 17 〕 私 1
	変更前 第3種特別地域面積	1,640 〔 国 437 〕 公 378 私 825
	変更後 第3種特別地域面積	1,658 〔 国 454 〕 公 378 私 826

イ 関連事項

(ア) 普通地域

普通地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 6 : 普通地域変更表)

変更後		変更前	
区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
山口県周南市開成町及び臨海町の各一部	28 〔 公 18.1 私 10.2 〕	—	—
山口県大島郡周防大島町大字外入、大字地 家室及び大字西方の各一部	—	山口県大島郡周防大島町大字外入、大字地 家室及び大字西方の各一部	316 〔 公 16.6 私 299.1 〕
		変更部分面積合計	△288 〔 公 1 私 △289 〕
		変更前普通地域面積	2,347 〔 国 382 公 153 私 1,812 〕
		変更後特別地域面積	2,080 〔 国 403 公 154 私 1,523 〕

注) 平成 25 年 2 月 28 日付け瀬戸内海国立公園 (山口県地域) 公園計画の面積は誤謬であり不正確である。再計測の上、適切な値を示したもの (実際の公園区域は変更無し)。

ウ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積

(表 7 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位 : 面積 ha、比率%)

地域区分	特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公園 地区 ※1	普通地域 (海域) ※1 ※2	合計 (海域) ※1 ※2			
	特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域			合計 (陸域)											
土地所有別	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私						
合計	0	0	0	0	99	22	147	214	1,994	454	378	826	403	154	1,523	1,004	845	4,365						
土地所有別面積																								
地種区別面積 (比率)				121 (1.9)			2,355 (37.9)			1,658 (26.7)														
地域地区別面積 (比率)	0 (0)												4,134 (66.5)											
地域別面積 (比率)													4,134 (66.5)			2,080 (33.5)			6,214 (100.0)			56.4 (0.0)	836,633 (100.0)	836,689 (100.0)
合計 (陸域・海域)																						842,903		

※1 海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

※2 同時期に見直しを行った瀬戸内海国立公園 (広島県地域) の変更を含む。

注) 平成 25 年 2 月 28 日付け瀬戸内海国立公園 (山口県地域) 公園計画の面積は誤謬であり不正確である。再計測の上、適切な値を示したもの (実際の公園区域は変更無し)。

(イ) 地域地区別市町村別面積
 (表 8 : 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位:面積 ha)

地域地区 市町村名		変 更 前							変 更 後							増 減								
		特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)	海城 公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域) (A')	特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	海城 公園 地区 ※1	普通 地域 (海域) ※1 ※2	合計 (海域) (B')	陸域 (B-A)	海域 (B' - A')	
		特 保	第 一 種	第 二 種	第 三 種	小 計						特 保	第 一 種	第 二 種	第 三 種	小 計								
山口県	下関市	—	5	37	0	42	0	42				—	5	37	0	42	0	42				—		
	防府市	—	0	5	0	5	70	75				—	0	5	0	5	70	75				—		
	下松市	—	0	232	0	232	668	900				—	0	232	0	232	689	921				—		
	岩国市	—	0	514	0	514	0	514				—	0	514	0	514	0	514				—		
	光市	—	0	192	0	192	0	192				—	0	192	0	192	0	192				—		
	柳井市	—	0	0	201	201	0	201				—	0	0	201	201	0	201				—		
	周南市	—	0	58	423	481	1,124	1,605				—	0	58	441	499	1,152	1,651				46		
	大島郡	周防大島町	—	116	689	701	1,506	327	1,833				—	116	1,242	701	2,059	11	2,070				237	
	熊毛郡	上関町	—	0	68	315	383	0	383				—	0	68	315	383	0	383				—	
		田布施町	—	0	7	0	7	53	60				—	0	7	0	7	53	60				—	
	平生町	—	0	0	0	0	105	105				—	0	0	0	0	105	105				—		
瀬戸内海国立公園 合 計		—	121	1,802	1,640	3,563	2,347	5,910	56.4	837,484	837,541	—	121	2,355	1,658	4,134	2,080	6,214	56.4	836,633	836,689	283	△851	

※1 海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

※2 同時期に見直しを行った瀬戸内海国立公園（広島県地域）の変更を含む。

注）平成 25 年 2 月 28 日付け瀬戸内海国立公園（山口県地域）公園計画の面積は誤謬であり不正確である。再計測の上、適切な値を示したもの（実際の公園区域は変更無し）。

3 事業計画

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表9：単独施設追加表)

番号	種類	位置	整備方針
24	園地	山口県大島郡周防大島町(地家室)	休憩機能を備えた園地とする。

(イ) 道路

a 車道

次の車道を追加する。

(表 10：道路（車道）追加表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
9	伊崎牛ヶ首線	起点－山口県大島郡周防大島町（田ノ浦・国立公園境界） 終点－山口県大島郡周防大島町（磯崎西・国立公園境界） 起点－山口県大島郡周防大島町（地藏浜西・国立公園境界） 終点－山口県大島郡周防大島町（佐連西・国立公園境界） 起点－山口県大島郡周防大島町（佐連東脇・国立公園境界） 終点－山口県大島郡周防大島町（戸ノ浦・国立公園境界）	伊崎、地家室、牛ヶ首	ニホンアワサンゴ群集等の海中景観を探索する地家室等に至るルートとする。